

事務連絡
令和6年9月26日

各関係団体 御中

薬務課

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害救済制度に関する
広報資料の送付について

令和6年9月6日付け薬第3320号で依頼した件について、啓発ポスターが送付されましたので、掲示をお願いします。

問合せ先

薬事指導グループ 川上、青木

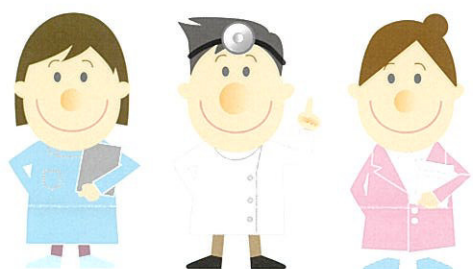
電話 045-210-1111 内線 4970

045-210-4967 (直)

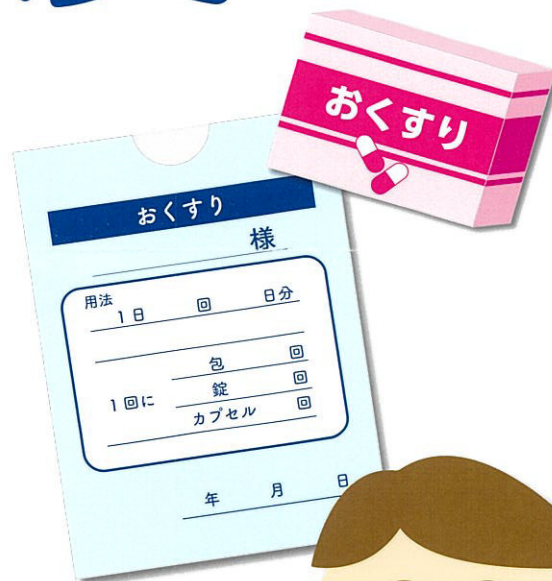


医薬品 副作用被害 救済制度

お薬を使うときに思い出ししてください。



いざという
時のために



暮らしに
欠かせない
お薬だから。

お薬は正しく使っても、副作用の起る可能性があります。万一、入院治療が必要になるほどの健康被害がおきたとき、医療費や年金などの給付をおこなう公的な制度があります。いざという時のために、暮らしに欠かせないお薬だからあなたもぜひ知っておいてください。

pmda 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

ドクトルQ



救済制度
相談窓口

◎救済制度についての詳細は、PMDAにご相談ください。

0120-149-931

電話番号をよくお確かめのうえ、おかけください。
受付時間：午前9：00～午後5：00/月～金（祝日・年末年始をのぞく）
Eメール：kyufu@pmda.go.jp

詳しくは **副作用 救済** または

PMDA

で **検索**

